

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 6 件

中部（愛知）厚生年金 事案 8408

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険被保険者記録は、A社を昭和36年9月30日に資格喪失し、B社で同年10月1日に資格取得となっているが、A社及びB社はC社の工場の一つという記憶であり、申立期間において退職することなく継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社からB社に異動した複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年10月1日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、A社及びB社と同様に、C社の関連会社と認められるD社からB社に異動した同僚4人については、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年8月の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主の連絡先が不明なため回答を得ることができないが、事業主が資格喪失日を昭和36年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8409

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、48万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

私の年金記録を確認したところ、申立期間に係る賞与の記録が漏れていた。賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された「取引明細表」により、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間の賞与明細書により、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上述の「取引明細表」において推認できる保険料控除額から48万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記事については、当該期間のうち昭和53年8月から54年7月までは9万2,000円、同年8月は9万8,000円、同年9月及び同年10月は9万2,000円、同年11月及び同年12月は9万8,000円、55年1月は10万4,000円、同年2月から同年4月までは9万8,000円、同年5月は10万4,000円、同年6月は9万2,000円、同年7月から同年9月までは9万8,000円、同年10月は8万6,000円、同年11月から56年5月までは9万2,000円、同年9月は12万6,000円、58年9月は16万円、59年9月は17万円、63年8月から平成5年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 12 月 1 日から平成 7 年 2 月 1 日まで
② 平成 7 年 2 月 1 日から同年 3 月 20 日まで

私は、昭和52年12月1日にA事業所（平成7年4月21日以降は、B事業所）に入社し、その後C事業所（現在は、D社）に出向となり、7年3月20日まで勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A事業所及びC事業所に勤務した申立期間①の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額より低く、支払給与額に見合う額と相違していることが分かった。現在の国の記録より支払われていた給与額は高かったのは確かであり、資料として申立期間①に係る給料支払明細書を提出するので、支払われた給与額に見合う報酬月額に訂正してほしい。

また、A事業所の資格喪失日が平成7年2月1日となっており、同日以降、同事業所及びC事業所において被保険者記録が無いことも分かった。私が、同年3月20日まで勤務したのは確かなので、申立期間②について、厚生年金被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立期間①のうち、昭和53年8月から54年7月までは9万2,000円、同年8月は9万8,000円、同年9月及び同年10月は9万2,000円、同年11月及び同年12月は9万8,000円、55年1月は10万4,000円、同年2月から同年4月までは9万8,000円、同年5月は10万4,000円、同年6月は9万2,000円、同年7月から同年9月までは9万8,000円、同年10月は8万6,000円、同年11月から56年5月までは9万2,000円、同年9月は12万6,000円、58年9月は16万円、59年9月は17万円、63年8月から平成5年8月までは22万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の給料支払明細書において確認できる標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額又は給与支給額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち昭和52年12月から53年7月まで、56年6月から同年8月まで、同年10月から58年8月まで、同年10月から59年8月まで、同年10月から63年7月まで、平成5年9月から7年1月までについては、給料支払明細書があるものの、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人が当該期間においてC事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人から提出された当該期間に係るC事業所の給料明細書からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、申立人がA事業所からC事業所に一緒に出向したとする同僚の厚生年金保険の記録は、A事業所においての資格喪失日が、申立人が同事業所において資格喪失となった平成7年

2月1日とされており、C事業所においての資格取得日は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年4月18日とされている。

さらに、B事業所は、平成13年9月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時の関連資料を得ることはできない上、D社は、申立人の勤務実態、届出及び保険料納付については、関係書類の保管が無いため不明としていることから、申立人の当該期間についての届出及び保険料納付について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 8411

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和28年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から29年4月1日まで

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間とされているが、当該期間においても引き続きA社B工場に勤務していたのは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された複数の辞令書及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から判断すると、申立人は申立期間において、当時、A社のグループ会社であったC社D工場及びA社B工場に継続して勤務し（C社D工場からA社B工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記辞令書から、昭和28年9月1日付けでA社B工場勤務が命じられ、同日には同社B工場に所属していることが確認できる上、申立人が、「辞令発令後一週間ほどでA社B工場に異動した記憶がある。」と述べていることから判断すると、同年10月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者台帳の昭和29年4月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年1月30日）及び資格取得日（同年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月30日から同年4月1日まで
私は、A事業所に勤務していた期間に退職したことは無く、継続して勤務していた。途中で記録が無いのは納得がいかない。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A事業所において昭和38年9月1日に厚生年金保険の資格を取得し、39年1月30日に資格を喪失後、同年4月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、元事業主、元事務担当者及び同僚の証言から、申立人がA事業所に継続して勤務し、業務内容等の変更も無かったことが推認される。

また、申立期間当時に継続して勤務していたとするA事業所の同僚の厚生年金保険の記録は継続しており、元事業主は「申立人について厚生年金に加入させていたのに、何故、申立期間の年金記録が無いのか分からない。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の申立人に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万6,000円とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年1月から同年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 8413

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年4月1日、資格喪失日は20年8月16日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年4月から20年7月までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年9月1日まで

年金事務所から資格喪失日が分からないA社B工場の厚生年金保険の被保険者記録が見つかったとの連絡があった。

A社B工場には、終戦後の残務整理の仕事をし、昭和20年8月末まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）及び労働者名簿では、A社B工場において昭和19年4月1日に被保険者資格を取得し、20年2月に標準報酬月額の改定の記録が記載されているが、資格喪失日が空欄となっている申立人と同姓同名で、かつ生年月日が同日の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、申立期間当時のA社B工場における業務内容、寄宿していた寺院、昭和19年12月*日の地震（C地震）及び20年*月の同社B工場への空襲について具体的に記憶しており、これらの申立人の記憶は文献等の記録と一致し、信ぴょう性が高いと認められることから、申立人が、同社B工場に勤務していたことが推認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人と同姓同名で、かつ生年月日が同日の被保険者について確認したところ、申立人のほかに見当たらず、当該未統合

記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

一方、当該未統合記録には、前述のとおり資格喪失日の記載が確認できないところ、申立人は、昭和20年8月15日の玉音放送をA社B工場内の作業場で聞いたと主張しており、これまでの申立人の具体的な記憶を踏まえて判断すると、申立人は少なくとも同日までは同社B工場に勤務していたことが推認できる。

また、労働者名簿において、前述の申立人の未統合記録の前後に記載されている被保険者20人のうち12人は、申立人と同様に健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）が確認できない上、そのうち2人については旧台帳及び労働者名簿において、資格取得日は確認できるものの、資格喪失日が確認できないところ、日本年金機構D事務センターは、被保険者名簿及び資格喪失日が確認できないことについて、戦中戦後の混乱及び保険出張所（当時）の合併分割により、一部不明となった可能性は否定できないと回答しており、当時、保険出張所における厚生年金保険の記録の管理が不適切であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年4月1日、資格喪失日は20年8月16日とすることが妥当である。

なお、昭和19年4月から20年7月までの標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月16日から同年9月1日までの期間については、申立人は、「終戦を迎え、工場の整理、門の閉鎖等の残務整理を頼まれ、昭和20年8月末まで勤務し、同年9月になってE市に帰郷した。」と主張しているところ、その具体的な記憶から、申立人が同年8月16日以降もA社B工場に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社B工場に係る資料を保管する同社F工場は「申立人に係る当時の資料は残っておらず不明。」と回答しており、同僚からは申立人の主張を裏付ける証言を得られず、このほか申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月30日から同年5月2日まで

昭和37年1月16日にA社C工場に入社し、入社と同時に同社本社において3か月ほど実習を行った。その後、同社C工場に戻り、平成9年5月15日に退職するまで継続して勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された申立人に係るコンピューター管理記録（従業員名簿）により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年5月2日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年3月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保存している、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和37年4月30日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）国民年金 事案 3707（愛知国民年金事案 702 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年3月まで

昭和46年4月から50年3月までの期間について、女性の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を手渡していたにもかかわらず、夫の国民年金手帳にのみ検認印を押し、私の国民年金手帳に検認印が押されることは無く、領収書も交付されなかった。特に催促することも無く月日は流れたが、確かに納付していたとして申立てを行ったところ、平成20年11月19日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知を受け取った。

今回、私の国民年金手帳記号番号はA市B区で払い出され、所持している年金手帳は昭和49年11月に交付されていたことが分かった。手帳の交付月以降、申立期間の国民年金保険料を集金人に夫婦二人分を納付していたので、再度、調査、審議し、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間（昭和46年4月から50年3月まで）に係る申立てについては、i）申立人は、国民年金加入手続に係る記憶が明確ではなく、所持している年金手帳は49年11月から交付された3制度共通の手帳であり、46年4月から国民年金保険料を納付していたとする主張は不合理であること、ii）申立人の国民年金手帳記号番号は51年11月頃に払い出されており、申立期間のほとんどは時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii）申立期間に係る夫の保険料は、昭和46年度を除き47年度、48年度及び49年度のいずれも年度ごとにまとめて納付されているが、47年度及び49年度については、申立人の所持する領収書から金融機関で納付していることが確認でき、集金人に納付した

とする申立人の主張とは異なることから、既に、年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 20 年 11 月 19 日付け年金記録の訂正のあつせんは行わないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、自身の年金手帳が昭和 49 年 11 月に交付されていたことが分かったとして、申立期間を同年 11 月から 50 年 3 月までに変更している。しかし、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、51 年 11 月頃に払い出されており、このことは、昭和 50 年度の国民年金保険料が過年度保険料として納付されていることとも符合することから、申立人が所持する年金手帳が 49 年 11 月に交付されたとは考え難い。このため、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を現年度保険料として納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期（昭和 51 年 11 月頃）を基準とすると、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料として納付することは可能であったものの、申立人は、集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたとしており、申立期間当時、A 市では集金人（国民年金推進員）は過年度保険料を取り扱っていなかつたとしていることから、申立人が申立期間の保険料を過年度保険料として納付したとまでは推認することはできない。

これらのことから、申立人の主張は、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年2月から21年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年2月から21年9月まで

私は、転職した会社が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、平成17年2月に私自身がA市B区役所に年金手帳を持参し、国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行った。その後、郵便局やコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付していたが、年金記録では申立期間は国民年金に未加入とされており、何か不備があるのではないかと思う。申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の適用事業所でない会社に転職をしたことを契機として、平成17年2月に申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、その後は、納付書により郵便局やコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付したとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、i)平成17年4月26日に、申立期間の始期である同年2月1日を事象発生年月日として、同日以降について国民年金の第1号又は第3号の被保険者資格を取得するよう申立人に通知する勸奨状が社会保険事務所（当時）で作成されていること、ii)23年2月23日にも、17年2月1日を事象発生年月日とする国民年金の未適用者一覧表が作成されていることが確認できることから、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入として取り扱われており、未加入者に対し国民年金保険料の納付書が送付されることは考え難く、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間は56か月と長期間にわたっているところ、本事案は、国に収納事務が一元化された平成14年度以降の期間を申立期間とするものであり、

年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、これら長期間にわたる納付記録が全て欠落又は記録誤りが生じたとは考え難い。

さらに、オンライン記録において申立人に対して別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3709

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年9月まで

私は、昭和36年から国民年金制度が施行されると通知があり、夫と国民年金の加入について相談をした。当時、夫はサラリーマンであり、子供も3人いたので経済的に恵まれていたわけではないが、将来のことを考えて加入することにした。国民年金保険料は、加入した頃は1か月100円でA市B区役所から来ていた集金人に納付していた。近所の方も加入していたものの、引っ越しされたり、亡くなられたりしているので、当時の詳しい話を聞ける人はいないが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年11月頃に払い出されており、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、同年10月1日に任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われていたものとみられる。その後、オンライン記録によると、平成3年9月20日付けで、同被保険者資格の取得日を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間のうち、36年4月から44年3月までは国民年金に未加入とされ、平成4年10月の年金の裁定請求において、上述の未加入とされた申立期間のうち、昭和36年4月から44年3月までは合算対象期間として申立人の受給資格要件期間に算入する事務処理が行われていたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時において国民年金に加入していたことから、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能であった。

しかしながら、申立人は、申立期間当時は集金人に対して国民年金保険料を

納付していたとしているものの、申立人が居住していたA市において、集金人（国民年金推進員）制度が開始されたのは、昭和37年11月以降であるため、申立期間当初は集金人による保険料の徴収が開始されていなかった上、申立人が所持する納付書・領収証書によると、申立期間直後の44年10月から46年3月までの保険料については、集金人が取り扱うことができなかった過年度保険料として47年1月10日付けで遡って納付されていることから、申立期間において、申立人の主張どおりに集金人に保険料を納付していた事情を見いだすことはできない。

また、申立人が申立期間当時居住していたA市及び申立期間後に申立人が居住していたC町の国民年金被保険者名簿並びに国民年金被保険者台帳のいずれにおいても、オンライン記録と同様、申立期間の国民年金保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、自身が国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたため、友人にも国民年金への加入を勧めたことがあるとしているところ、オンライン記録によると、当該友人については、申立期間後に国民年金に任意加入していることから、申立人の主張をもって、申立人が申立期間の保険料を納付していたものとまでは推認することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3710

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成3年4月まで

私は、申立期間当時、学生だったので、母親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、納付書により毎月1万3,000円を納付していたと母親から聞いている。保険料の納付を証明するものは無いが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人の国民年金加入手続については覚えていないとしているほか、申立期間当時の保険料月額が1万3,000円であったとしているが、その額は申立期間当時の保険料月額（昭和63年度は7,700円、平成元年度は8,000円、2年度は8,400円及び3年度は9,000円）とは相違しており、母親の記憶は明確ではなく、申立人の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年2月頃に払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はこの頃に初めて行われ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した6年11月に遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、申立人に申立期間の国民年金保険料に係る納付書が発行されたとは考え難く、母親が申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間当時居住していたとするA市の国民年金被保険者

名簿においても、オンライン記録と同様、申立人が、申立期間において国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間当時、母親が弟の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたとしている。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、弟の国民年金手帳記号番号は、申立期間直後の平成3年5月頃に払い出され、同手帳記号番号に基づく国民年金被保険者資格の取得は同年4月であり、申立期間において国民年金被保険者資格を有するのは同年4月の1か月のみである。このため、弟についても申立期間のほとんどは申立人と同様に国民年金に未加入であり、母親が弟の保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたとは考え難い。

このほか、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（静岡）国民年金 事案 3711

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から55年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から55年8月まで

私の国民年金については、母親が昭和44年10月頃にA市役所で加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれた。母親は亡くなっているのですが、どのように保険料を納付していたかは分からないが、10年以上も保険料を納付していなかったということは考えられない。母親が別の番号の国民年金手帳を保管していたと思うので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、母親が亡くなった後の昭和57年4月頃にB市において払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に、申立人が20歳に到達した42年*月（厚生年金保険被保険者期間が判明したため、平成23年3月18日付けで昭和44年10月に訂正）まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、母親は申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、前述の加入手続時期（昭和57年4月頃）において、申立期間のう

ち、55年1月から同年8月までの国民年金保険料は過年度保険料として納付することは可能であったものの、申立人が申立期間の保険料を納付してくれたとする母親は、加入手続時期において既に亡くなっている上、申立人から当該期間の保険料を遡って納付したとする具体的な証言が得られないことから、申立人が当該期間の保険料を納付したとまでは推認することはできないほか、44年10月から54年12月までの保険料については、既に2年の時効が成立していたことから、申立人が保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

加えて、申立人が申立期間当時居住していたとするA市の「国民年金 被保険者 基本」（電算記録）においても、申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

このほか、母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8415

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月から 7 年 3 月まで
年金記録を確認したところ、申立期間における標準報酬月額の記録が低額となっていることが分かったので、実際に支給された給与額に対応する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、当初、平成 6 年 1 月から同年 10 月までは 53 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 59 万円と記録されていたものの、同年 12 月 15 日付けで、同年 1 月まで遡って 36 万円に訂正され、当該遡及訂正後の 7 年 1 月から同年 3 月までについても、引き続き 36 万円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A 社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の唯一の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間の標準報酬月額を遡及訂正した記憶は無い。」と主張しているものの、「社会保険関係の事務処理は、A 社が社会保険に加入した当初から、税理士又は会計士（以下「税理士等」という。）に任せていた。税理士等とのやりとりは私だけが行っており、社印も自分で管理していたので、税理士等が私に無断で社会保険事務所（当時）に届出を行うことはできなかった。」と述べていることから、社会保険事務所が行った当該遡及訂正に、申立人が一切関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A 社の業務を執行する責任を負っている取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から26年5月1日まで
私は、昭和25年11月1日からA社（現在は、B社）C出張所に勤務した。入社してすぐに健康保険被保険者証を受け取った記憶や、A社C出張所内で正月を祝った記憶もあるため勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B社が、「人事記録カード等の資料が無く、詳しいことは分からない。」と回答している上、申立人が記憶するA社の同僚7人のうち6人は死亡又は連絡先が不明であり、残りの1人も同人を特定できず、証言が得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、「私と同時期に入社した同僚はいなかった。最初にD事業所に所属し、その後、新規に立ち上げられたE事業所に移ったが、その時に2人の同僚が新たに入社してきたと思う。」と述べているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人及びE事業所の同僚並びに申立人が同僚として名前を挙げた2人を含む13人が、昭和26年5月1日にA社C出張所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記とは別の同僚が、「私がA社に入社した日と厚生年金保険被保険者資格を取得した日は相違している。」と証言しており、これらのことから、申立期間当時、A社においては、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 3 日から 8 年 8 月 1 日まで

私は、A事業所の従業員として、B社に派遣されて働き、A事業所が廃業した時に派遣先のB社にそのまますぐ移籍したにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の被保険者となっていない。

A事業所からB社への移籍前後の業務内容は全く変わっていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社において申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「申立人は、申立期間においてB社の出張所で働いていた。」と証言している。

しかし、B社から提出された申立人に係る平成 8 年給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人の就職年月日が同年 8 月 1 日であること及び同月分から給与が支給されていることが確認できるほか、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日もオンライン記録の資格取得日と同日であることが確認でき、雇用保険の記録とも一致している。

また、B社は、「申立人は、当社に入社する前は、外注先のA事業所の従業員として当社の出張所で勤務しており、給与はA事業所から支払われていたと思う。」と回答しているところ、オンライン記録によると、A事業所は、平成 7 年 4 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間に適用事業所であったことが確認できない上、同事業所の当時の事業主は特定できず、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できる資料及び証言を得ることはできない。

さらに、申立人と同日にB社において厚生年金保険被保険者記録を喪失して

いる同僚に照会したものの、回答を得ることはできず、申立人の申立期間における同社での勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 8418

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 3 月 20 日まで
同級生の紹介でA社に入社し、当該同級生と一緒に業務を行った。勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚が申立人を記憶していること、及び当該同僚が記憶している同社の業務内容と申立人が記憶している業務内容が符合していることから判断して、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社において厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚が、「A社では入社日から期間を空けて、厚生年金保険被保険資格を取得していた。」と証言していることから、申立期間当時、同社では入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、A社は昭和63年9月11日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の申立期間当時の事業主は連絡先が不明であるほか、同社が適用事業所でなくなった当時の事業主が死亡していることから、申立人の申立期間に係る同社における勤務実態及び保険料控除について確認できる資料及び証言を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（石川）厚生年金 事案 8419

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 45 年 8 月まで
A社において勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が実際の給与額よりも低く記録されている。当時の給料支払明細書が3枚あったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、昭和 43 年 10 月から 44 年 9 月までは 2 万 4,000 円、同年 10 月から 45 年 8 月までは 2 万 8,000 円とされているところ、申立人は、「昭和 44 年 11 月分給料支払明細書に記載の本給が 3 万 2,000 円であることから、43 年 10 月から 44 年 9 月までの標準報酬月額の 2 万 4,000 円は誤りである。また、45 年 4 月分給料支払明細書及び同年 5 月分給料支払明細書に記載の本給が 3 万 5,000 円であることから、44 年 10 月から 45 年 8 月までの標準報酬月額の 2 万 8,000 円は誤りである。」と主張し、申し立てている。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された昭和 44 年 11 月分、45 年 4 月分及び同年 5 月分の給料支払明細書によると、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与が支給されている月があることが確認できるが、事業主が申立人の給与から源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているか、又は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低額であり、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法に基づく保険給付の対象に当たらないため、あ

っせんは行わない。

また、商業登記簿謄本によれば、A社は、平成元年12月*日に解散している上、当時の事業主は既に他界していることから、申立期間に係る貸金台帳等の資料の保管について確認することもできない。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額、オンライン記録と一致している上、遡って訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 9 月 25 日まで
② 昭和 45 年 12 月 9 日から 48 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 5 月 18 日から 49 年 2 月 24 日まで
④ 昭和 49 年 2 月 18 日から 50 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 6 月中旬に出産予定であったため、A社を退職したが、同社から退職金等の金銭を受け取っていない。脱退手当金の制度自体も知らず、脱退手当金の支給決定日には既に出産に備えて実家に帰省し、出産後 2 か月程度実家にいたため、脱退手当金を受給できる状況になかった。調査して申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 50 年 5 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。